

選挙管理事務における ミス発生事例集Ⅱ

監修 小島 勇人

一般社団法人 選挙制度実務研究会 代表理事
総務省管理執行アドバイザー／主権者教育アドバイザー
市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）客員教授

監修にあたり

改めて指摘するまでもなく、選挙管理事務は本来、^{かし}瑕疵なく正確に遂行されなければなりません。しかし実際には、選挙のたびに多くのミスが発生しています。とくに近年ミスは増加傾向にあり、令和元年7月の参議院議員通常選挙では、その数は200件に達しました。またこれまでには、担当者の検挙や辞職にまで発展した重大な事例も発生しています。

なぜミスが起き、そしてなくなるのでしょうか。その理由は一つではありません。

まず、選挙制度の多様化が挙げられます。近年、不在者投票や期日前投票の制度が浸透し、これを利用する人が増えました。また、平成27年には選挙権年齢の引き下げとこれに伴う選挙人名簿の登録制度の改正があり、その後の投票環境の向上方策その他重要な改正が相次ぎ、選挙管理事務が複雑化してきていることは否めません。

そして自治体職員のジョブローテーションの早まりもあり、スキルが身につけにくくなっていることが挙げられます。加えて、期日前投票所の増設が求められるなどにより必要人員が増加傾向にあり、初めて選挙管理事務に携わる人が多くなっていることも一因でしょう。

しかし、だからといってミスをしてよいということにはなりません。選挙に少しでも瑕疵があれば、選挙人の皆さんが投じた貴重な一票を無駄にしてしまうおそれがあります。選挙管理委員会の使命は、国政や県政、市政などに対し有権者の声を届けることにあり、この使命を果たすためにはどんなミスも絶対に許されないのです。

そのためのいわば危機管理に役立つのが、過去の問題事例の研究といえるでしょう。現実には“まさか、そんなことが”と思うような事例が数多く発生しており、ここから学ぶことは多いはずです。問題事例を“自分ごと”として捉えて対策を立て、ミスの予防に努めることが肝要といえます。

本書が選挙管理事務の執行に携わる皆さんにとって、事務を詳細に見直すきっかけとなり、信頼される選挙執行のための一助となれば幸いです。

令和2年7月

一般社団法人 選挙制度実務研究会 代表理事
総務省 管理執行アドバイザー／主権者教育アドバイザー
市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）客員教授

小島 勇人

● 巻頭章

14

- 選挙の管理執行は100点満点が当たりまえ
- 多発する“ちょっとした不注意”によるミス
- 節目ごとのチェックで万全を期す
- 携わる人員の意識を高める
- マニュアルの精度を上げ、実践をふまえた研修で備える
- 職員を守り、組織を守り、選挙制度への信頼を守る

● 選挙人名簿関係

001	選挙人名簿の二重登録 期日前	20	005	選挙人名簿の登録誤り（表示登録制度対象者）	25
002	二重登録者の抹消誤り	21	006	在外選挙人名簿（在外選挙人証の処理漏れ）	26
003	二重登録照会の送信誤り	22	007	選挙人名簿登録者数の報告誤り	27
004	失権者の復権処理の誤り	23	008	選挙人名簿が入った記録媒体の紛失	28

● 啓発関係

009	選挙期日の啓発の誤り	30	011	投票所変更周知チラシの記載及び配布の誤り	32
010	選挙周知チラシの記載の誤り	31	012	誤って無投票を周知するチラシを配布	33

013 啓発物品への投票開始時刻の記載の誤り 34

014 選挙公報を音訳化したCDの内容誤り 35

015 選挙啓発冊子の配布の誤り 36

016 投票所の線上閉鎖時刻に係る周知不足 37

●投票所入場券関係

017 投票所入場券の記載の誤り(投票所名) 40

018 投票所入場券の記載の誤り(投票所の所在地) 42

019 投票所入場券の記載の誤り(選挙名) 43

020 投票所入場券の記載の誤り(変更の押印間違い) 44

021 投票所入場券の記載の誤り(選挙人氏名等) 45

022 投票所入場券の送付の誤り 46

023 投票所入場券の送付の誤り(失権者) 48

024 投票所入場券の送付の誤り 49

025 投票所入場券の送付の誤り(告示日前発送) 50

026 投票所入場券の二重送付 51

027 投票所入場券の送付の誤り(転出先で登録済みの選挙人) 52

028 投票所入場券の送付の誤り(県外への転出者) 54

029 投票所入場券の送付の誤り(18歳、19歳の選挙人) 55

030 投票所入場券の未送付(新たな選挙人) 56

031 投票所入場券の未送付(選挙人名簿からの誤削除) 57

032 投票所入場券の未送付(転出後3か月未満の選挙人) 58

033 投票所入場券の未送付(転出者への送付漏れ) 59

●投票関係

- | | | | | | |
|-----|-------------------------------------|----|-----|---|----|
| 034 | 投票用紙の二重交付（交付済みの目印の付け忘れ）
期日前 | 62 | 047 | 投票用紙の交付誤り（投票用紙の誤梱包）
期日 | 80 |
| 035 | 投票用紙の二重交付（交付済みの目印の誤判断）
期日前 | 63 | 048 | 投票用紙の交付誤り（投票用紙保管の不手際）
期日前 | 81 |
| 036 | 投票用紙の二重交付（事務従事者の思い込み）
期日前 | 64 | 049 | 投票用紙の交付誤り（投票用紙準備の不手際）
期日 | 83 |
| 037 | 投票用紙の二重交付（事務従事者の思い違い）
期日 | 66 | 050 | 投票用紙の交付誤り（取り違い及び判断の誤り）
期日前 | 84 |
| 038 | 投票用紙の二重交付（交付係の離席に関連した誤り）
期日 | 67 | 051 | 投票用紙の交付誤り（自動交付機のセットミス）
期日前 | 85 |
| 039 | 投票用紙の二重交付（選挙人の告知誤り）
期日前 | 69 | 052 | 投票用紙の交付誤り（投票用紙の取り違い）
期日前 | 87 |
| 040 | 投票用紙の二重交付（事務従事者の連携ミス）
期日 | 70 | 053 | 投票用紙の交付誤り（交付係の注意不足）
期日 | 88 |
| 041 | 投票用紙の二重交付（投票用紙の確認の不備）
期日前 | 72 | 054 | 投票用紙の交付誤り（選挙人の誤読及び本人確認の誤り）
期日 | 89 |
| 042 | 投票用紙の二重交付（記載台上の放置で判明）
期日 | 73 | 055 | 投票用紙の交付誤り（事務従事者の確認不足）
期日前 | 90 |
| 043 | 投票用紙の二重交付（選挙人からの投票用紙未交付の申し立て）
期日 | 74 | 056 | 投票用紙の交付誤り（投票所入場券を2枚持参した選挙人への不適切な対応）
期日 | 91 |
| 044 | 投票用紙の二重交付（事務従事者のチェック漏れ）
期日前 | 75 | 057 | 投票用紙の交付誤り（点字投票用紙の交付誤り）
期日 点字 | 93 |
| 045 | 投票用紙の二重交付（事務従事者のチェック漏れ）
期日 | 77 | 058 | 投票用紙の交付誤り（選挙人名簿との対照未処理での交付）
期日前 | 95 |
| 046 | 投票用紙の二重交付（選挙人名簿確認の誤り）
期日前 | 78 | 059 | 投票用紙の交付誤り（不在者投票をすべき選挙人）
期日前 | 96 |

060	投票用紙の交付誤り（投票 できない選挙）	期日前	97	074	投票用紙の交付誤り（期日 前投票宣誓書の運用誤り）	期日前	116
061	投票用紙の交付誤り（必要 情報の共有の怠り）	期日前	98	075	投票用紙の交付誤り（不在 者投票）	期日	117
062	投票用紙の交付誤り（選挙 人名簿に登録された投票所 以外での投票）	期日	99	076	投票用紙の交付誤り（不在 者投票）	不在者	119
063	投票用紙の交付誤り（選挙 人名簿に登録された投票所 以外での投票）	期日	100	077	不在者投票用紙の送付誤り	不在者	120
064	投票用紙の交付誤り（不適 切な選挙人名簿対照）	期日前	102	078	不在者投票用封筒の交付誤り	不在者	121
065	投票用紙の交付誤り（選挙 人名簿対照の未実施）	期日前	104	079	投票用紙の交付誤り（不在 者投票指定施設）	不在者	122
066	投票用紙の交付誤り（他市 で登録された選挙人）	期日	105	080	投票用紙の未交付（事務従 事者の確認誤り）	期日前	125
067	投票用紙の交付誤り（受付 登録の誤り）	期日	106	081	投票用紙の未交付（事務従 事者の不注意）	期日	126
068	投票用紙の交付誤り（宣誓 書のチェックミス）	期日前	107	082	投票用紙の未交付（選挙人 名簿の登録と期日前投票と の関係の理解不足）	期日前	127
069	投票用紙の交付誤り（市外 への転出者）	期日	109	083	投票用紙の未交付（投票資 格の誤解）	期日前	128
070	投票用紙の交付誤り（事務 従事者の誤認）	期日前	111	084	代理投票における投票事務 の誤り	期日前	129
071	投票用紙の交付誤り（本人 確認の誤り）	期日前	112	085	代理投票における投票事務 の誤り	期日	131
072	投票用紙の交付誤り（選挙 権のない者の投票）	期日前	113	086	投票開始時の投票箱が空で ある旨の確認誤り	期日	132
073	投票用紙の交付誤り（シス テム設定の誤り）	期日前	114	087	投票用紙の廃棄の誤り		133

088 記載方法の誤り（記載台で
ない机での記載） 期 日 134

089 記載方法の誤り（投票立会
人の加筆） 期 日 135

090 棄権の意思表示への誤対応
期日前 136

091 国民審査の投票の案内誤り
期 日 137

092 氏名等掲示の記載誤り（候
補者名） 期 日 138

093 氏名等掲示の記載誤り（政
党名） 期 日 139

094 氏名等掲示の掲示誤り（選
挙の取り違い） 期 日 141

095 投票所変更の告示漏れ
期 日 142

096 投票用紙交付の際の説明誤
り 期 日 143

097 期日前投票システムのトラ
ブル 期日前 145

098 期日前投票システムのトラ
ブル（ネットワーク障害） 期日前 147

099 投票箱の不備 期日前 148

100 投票箱への異物混入 期 日 149

101 投票開始時刻の遅延（投票
箱の鍵の取り扱いの不手
際） 期 日 151

102 投票開始時刻の遅延（事務
従事者の遅刻） 期 日 153

103 在外選挙人名簿から抹消さ
れた選挙人の投票 在 外 155

104 在外投票における投票用紙
の不達 在 外 156

105 不在者投票用紙の投函誤り
不在者 157

106 不在者投票の受付誤り
不在者 159

107 不在者投票の運用誤り
不在者 160

108 不在者投票の運用誤り
不在者 161

109 不在者投票の送致誤り
不在者 162

110 不在者投票の送付の誤り
不在者 163

111 不在者投票指定施設の事務
処理の不備（投票済封筒の
開披） 不在者 164

112 不在者投票指定施設の不適
切な事務処理（投票用紙の
破棄） 不在者 165

113 不在者投票指定施設の事務
処理の不備（投票用紙の紛
失） 不在者 166

114 不在者投票の受付漏れ
不在者 167

●開票関係

- | | | | | | |
|-----|---------------------|-----|-----|--------------------------|-----|
| 115 | 投票者数の報告誤り | 170 | 122 | 按分票の集計誤り | 181 |
| 116 | 開票集計の遅延（不在者投票の二重計上） | 172 | 123 | 不在者投票の投函漏れ | 183 |
| 117 | 開票集計の遅延（点検漏れ） | 174 | 124 | 投票箱の施錠不備 | 184 |
| 118 | 開票集計の遅延（票の混同） | 175 | 125 | 投票箱等を開票所に送致後、帰路の海上タクシー炎上 | 185 |
| 119 | 開票集計の誤り（国民審査） | 176 | 126 | 開票録の紛失 | 186 |
| 120 | 投票用紙の集計漏れ | 177 | 127 | 前回選挙の投票用紙の混入 | 187 |
| 121 | 集計ミスによる白紙投票の水増し | 180 | 128 | 開披台での飲食行為 | 188 |

●選挙公営関係

- | | | | | | |
|-----|---------------------------|-----|-----|-------------------------------|-----|
| 129 | 選挙公報の配布の誤り（選挙区割り変更に基づく誤り） | 190 | 133 | 選挙公報の配布漏れ（配達先の不明） | 196 |
| 130 | 選挙公報の配布の誤り（配布地域の誤解） | 191 | 134 | 選挙公報の未配布（悪天候） | 197 |
| 131 | 選挙公報の配布の誤り（新聞折り込みの誤り） | 193 | 135 | 選挙公報の配布遅延（配布先台帳の誤り、配布員の手配漏れ等） | 198 |
| 132 | 選挙公報等の配布の誤り及び未配布（配布日の誤解） | 195 | 136 | 選挙公報の掲載内容の誤り（脱字） | 199 |

137	選挙公報の掲載内容の誤り (不適切掲載)	200
138	選挙公報の掲載内容の誤り (不適切掲載)	201
139	選挙公報に折り込んだ選挙 に関する周知チラシの掲載 内容の誤り	203
140	選挙運動用ビラ証紙の交付 の誤り	204

141	公営ポスター掲示場の倒壊	205
142	公営ポスター掲示場の掲示 区画の番号の誤り	206
143	公営ポスター掲示場の設置 場所の誤り	207

●投・開票における集計関係

144	開票集計の遅延	210
145	開票集計の遅延(投票用紙 計数機の不具合)	211
146	開票集計の誤り(事務処理 の誤り)	212
147	開票確定報告の誤り	213
148	按分票の集計誤り(数値表 示の誤り)	215
149	投票及び開票結果の報告誤り	217
150	開票速報の確定報告誤り	218

151	開票の誤り(票の混同)	220
152	開票結果の報告誤り(特定 枠)	221
153	期日前投票者数の集計誤り	222
154	当日有権者概数の報告誤り	223
155	通信不具合	224
156	開票速報ウェブサイトの不 具合	225

●選挙犯罪関係

- | | | | | | | | |
|-----|-------------|-----|-----|-----|------------------------|-----|-----|
| 157 | 詐偽投票（なりすまし） | 期日前 | 228 | 161 | 投票偽造 | 不在者 | 233 |
| 158 | 詐偽投票（なりすまし） | 期日 | 229 | 162 | 選挙事務関係者の選挙運動 | | 234 |
| 159 | 詐偽投票 | 期日前 | 230 | 163 | 投票管理者による投票所への選挙ポスターの掲示 | | 235 |
| 160 | 詐偽投票 | 不在者 | 231 | 164 | 脅迫 | | 236 |

●その他

- | | | | | | | | |
|-----|----------------|----|-----|-----|---------------|--|-----|
| 165 | 投票管理者向け文書の記載誤り | | 238 | 168 | ウェブサイトの掲載の誤り | | 242 |
| 166 | 開票立会人に関する事務の遺漏 | | 239 | 169 | SNSへの不適切な書き込み | | 243 |
| 167 | 投票管理者による不正行為 | 期日 | 240 | | | | |

〈参考資料〉

管理執行上問題となった事項・件数等の推移 …… P244

凡 例

- 本書は、主に平成27年以降公表された『管理執行上問題となった事項』をもとに編纂しました。
- 事件の内容毎に「選挙人名簿関係」「啓発関係」「投票所入場券関係」「投票関係」「開票関係」「選挙公営関係」「投・開票における集計関係」「選挙犯罪関係」「その他」に分類しました。
- 目次にある **期日前** **期日** **不在者** **点字** **在外** は事件が発覚した時点における投票の種類を表しています。

選挙の分類 は次のとおりです。

- 衆議院／小選挙区、比例代表
- 参議院／選挙区、比例代表
- 最高裁判所裁判官国民審査
- 地方の議会議員、及び長

関係法令 は

公職選挙法等関係で当該事件に主に関係するものを掲載しています。

019 投票所入場券の記載の誤り (選挙名)

選挙の分類 衆議院／小選挙区・比例代表

関係法令 公職選挙法施行令第31条（投票所入場券及び到着番号札の交付）

投票所入場券に記載する選挙名を誤った。

市選管が発送した約 19,000 世帯、41,839 人分の投票所入場券に記載された選挙名に誤りがあった。本来、衆議院総選挙とすべきところ、衆議院通常選挙としていた。

●事件が起きた理由

校正の段階での確認が不十分だった。

■事件における対処

当該市選管は報道発表を行い、市のウェブサイトに記載誤りを掲載して周知。また、選挙啓発チラシにお詫び文を掲載して全戸に配布した。県選管は当該市選管に対し、適切な媒体等の活用により、至急周知を行うよう指示をした。

●類似事例

【事象】参議院通常選挙において、町選管が投票所入場券を作成する際、前年に行われた県議会議員選挙に使用した用紙を一部用いて印刷し、送付した。

【対処】当該町選管は県議会議員選挙と印字された投票所入場券は全て回収し、正しい投票所入場券を配布した。

県選管は当該町選管に対し、再発防止に向けた事務処理体制の点検と見直しを要請するとした。また、各市町村選管には、担当者会議等を通じて注意喚起を行うとした。

<本文>は

「事件の概要」「事件が起きた理由」「事件における対処」「類似事例」「特記事項」で構成していますが、事件によってこれらの項目のうち記載がないものもあります。

卷頭章

選挙の管理執行は 100点満点が当たりまえ

選挙の管理執行は、本来^{かし}瑕疵なく“100点満点”で完了しなければなりません。しかし、国政・地方を問わず選挙が執行されるたびに数多くミスが発生し右肩上がりに増え続けているのが現実です。

選挙の管理事務は、公職選挙法等の法令で定められたとおりにその準備段階から立候補の受付、投票、開票、選挙結果の発表など、選挙期日後にわたる長期間、かつ投・開票日当日は早朝から深夜、あるいは未明に至るまで長時間にわたって選挙管理に従事しなければならないため、「失敗は許されない」という意識を持っていても、確認し忘れ、ふとした手違い、ちょっとした勘違い、集中力を欠如したことによるミスなどが発生する可能性は、残念ながら“ゼロ”とはいえません。また、多くの人員を必要とするため選挙事務に不慣れな者が携わる場面もあり、そのためにミスが発生する可能性もやはり“ゼロ”とはいえません。

この現実をふまえた上でよりよい選挙の管理執行を行うためには、選挙のたびに発生するミスの一つひとつについて、なぜ起きるのかという原因を把握して対策を行い、ミスの予防に努めることが必要といえるでしょう。また、選挙管理の現場に携わるすべての者が常に緊張感を持って仕事に臨めるよう環境の整備に努めることも大切です。

多発する “ちょっとした不注意”によるミス

実際のところ、選挙のたびに起きる問題事例にはさまざまなものがありますが、多くは“ちょっとした不注意”によるミスです。

たとえば、これまで多く発生しているのが、投票日当日における投票

用紙の『二重配布』や複数行われる選挙の投票用紙を取り違えて渡す投票用紙の『配布誤り』です。これは投票用紙を配布する際、自動交付機で2枚重なりそのまま交付されたり、事前の準備で異なる選挙の投票用紙を入れ間違っただけなどが原因で起きています。単純なミスと思うかもしれませんが、「一人一票」という選挙の大前提からすれば、選挙人の一票が無効になりかねない重大なミスといえます。

また、選挙人名簿との対照ミスも頻発しています。このミスによりすでに自分の投票を行った選挙人が二重に投票をしたり、投票を行っていない選挙人が投票済みとされてしまうなどの事例があり、これらもまた「一人一票」の原則に抵触するおそれのある重大なミスといえるでしょう。

このほか、投票所入場券の記載内容に誤りがあったり、正しい選挙人に交付されないなどの事例もあります。選挙公営では、選挙公報が正しく配布されないという事例も多く起きています。

もうひとつ、“選挙管理に熟練した職員の不足”という側面も否めません。毎週のように日本中のどこかの自治体で選挙が行われていますが、自分の自治体や選挙区内で行われるのは1年に1回あるかないかというところがほとんどであるため、選挙の管理執行事務に熟練した職員が育ちにくい側面があるのは確かでしょう。

「経験が不足しているために事務全体が見えにくい」、また「知識そのものが不足している」などで順当な手順で選挙事務が遂行されている場合には問題が起きにくくても、イレギュラーな場面で正しい判断ができない可能性が高まるといえます。たとえば、選挙人名簿に登録されていない人が投票所に訪れたときの対処方法の誤りにより、選挙人に不快な思いをさせるだけでなくせっかく投票しても無効につながる可能性が発生したり、開票時においては集計の方法を誤り、開票速報が遅れるなどの事例も多数起きています。

節目ごとのチェックで万全を期す

では、このようなミスをなくすにはどうすればよいのでしょうか。選挙の管理執行におけるミスを防止するには、何より“現場をよく理解している管理職の目配りとチェック”が重要だといえるでしょう。

選挙管理においては節目節目ごとに十分に確認し、正確さと適正を期さなければなりません。そこでチェックの基本は、“作業の節目ごとに、複数人員の目による確認をすること”です。

チェックすることを、「これまで問題が起きたことはないから」「時間がないから」「面倒だから」などという理由で省いてはいけません。選挙の管理執行事務が複雑かつ繁雑になりすぎないように留意しながらも、節目節目ごとに慎重にきめ細やかなチェックができるような体制を組むことが大切です。そのためには、どの節目でどのような問題が生じる可能性があるかを知り、あるいは予測して、対応することが重要だといえます。

加えて、準備段階から長期間にわたる管理執行の期間中、そして長時間にわたる投・開票日当日において、緊張感を保ち、節目ごとに複数の目によるチェックをすることが大切です。

携わる人員の意識を高める

しかし、管理職の目配りによるチェックを万全にするだけでは、100点満点の選挙の管理執行とはならないでしょう。実際に選挙管理に携わる者に“お手伝い感覚”ではなく、きちんと“自分の仕事”として「正しく公正な選挙事務を行う」という意識を持ちながら携わってもらうことが必要です。

1年に1回あるかないかの選挙では“自分の仕事ではないから”“お手伝いだから”という意識になりやすく、こうした後ろ向きな意識がミ

スを誘発するのです。

選挙の管理執行における精度を上げるには、個々の従事者が携わる選挙の管理執行事務の必要性やその目的を明らかにして、一つたりとも軽んじてよい仕事はないとの自覚とともに自信を持つこと、勝手な思い込みや勘違いを払拭し、一つひとついねいに仕事をするという意識が必要だといえます。

マニュアルの精度を上げ、 実践をふまえた研修で備える

選挙の管理執行事務に係る内容は法令で細かく多岐にわたり規定され、また携わる人員も多いため、マニュアルによる周知徹底も重要な要素となります。そもそもマニュアルは作成されているのか、作成されているとして、マニュアルの内容に不足しているところはないか、読む人にとって解釈の違いが起きるような曖昧な記載になっていないか、事前の研修だけでなく現場でもすぐに読み返しやすく、必要な内容を探し出しやすい構成になっているかなどを確認しておくことが必要でしょう。また、たとえ自分の自治体の選挙管理委員会の管轄外の市町村で発生した問題であってもその事例をふまえてマニュアルを適宜修正し、精度を上げることも大切です。

もちろん、マニュアルがあるからよいというわけではありません。事前にそれぞれの分担ごとに実際の仕事を想定して十分な研修を行って備えるべきです。

また、マニュアルに文字として盛り込みきれない経験豊富で選挙管理事務のノウハウについて熟知したベテラン職員から若手職員にうまく伝えることも重要な課題のひとつといえるでしょう。

職員を守り、組織を守り、 選挙制度への信頼を守る

選挙管理におけるミスは最悪の場合、選挙の無効につながる可能性もあり、選挙無効となれば選挙のやり直しのため不必要な税金が再度投入されることとなり、なんといっても選挙管理委員会や選挙制度に対する信頼は大きく低下してしまいます。選挙の管理執行におけるミスは役所の他の仕事に比べ、各方面に与える影響が甚大といえるのではないのでしょうか。

選挙の管理執行事務においてミスをしないことの意味は何か、「職員を守ることであり、組織を守ることであり、そして選挙制度への信頼を守ること」であります。そのためには日ごろから関係法令と実務の研鑽や研修に努めることが大切ですが、加えて実際に起きた問題事例の研究も欠かせません。過去の問題事例を学ぶことは、これまでの自らの選挙の管理執行事務のあり方を見直し、反省する材料ともなり、それは選挙事務における危機管理のひとつといえるものです。

本書は、先に発行した事例集の続編とするものですが、その後の最新の衆・参の国政選挙や統一地方選挙で発生した選挙管理執行上問題となった主な事例を「選挙人名簿」「啓発」「投票所入場券」「投票」「開票」「選挙公営」「投・開票における集計」「選挙犯罪」「その他」に分けてまとめました。本書の事例を他山の石とし、決して「他人事」ではなく自分たち自身の問題として捉えていただき、同じような誤りを起こさないよう努めていただきたいと願うところです。そして、さらなる選挙管理の執行体制の改善に向けて検討を重ね、しっかり実践をしていくことが何よりも求められるところです。

選舉人名簿關係

001

選挙人名簿の二重登録

選挙の種類 衆議院／小選挙区・比例代表

関係法令 公職選挙法施行令第12条（選挙人名簿の登録のための調査等）

転出した選挙人について、転入先に選挙人名簿登録の有無を照会せず、旧住所地と新住所地で投票所入場券が二重に発行された。

A 選管は転入して3か月が経過した選挙人について選挙人名簿に登録をし、投票所入場券を送付した。しかし、当該選挙人は旧住所地の自治体のB選管に不在者投票用紙の交付を請求し、交付された。当該選挙人が、新旧両方の選管から送付された投票所入場券を持って新住所地の期日前投票所に来所したため、選挙人名簿の二重登録及び投票所入場券の二重発行が発覚した。

●事件が起きた理由

新住所地のA選管が旧住所地のB選管に確認したところ、B選管では新住所地の選管へ選挙人名簿の登録の有無の照会を行っておらず、「旧住所地宛ての登録通知」が来たもののみで選挙人名簿を整理していた。

■事件における対処

A選管はB選管が送付した投票所入場券を回収し、当該選挙人はA選管区内で期日前投票を行った。回収した投票所入場券はB選管に送付した。また、B選管以外の「旧住所地宛ての登録通知」が来たもののみで選挙人名簿を整理している選管には二重登録への対策を検討してほしいと要望した。

県選管は、各市町村選管には担当者会議等を通じて事例紹介を行うとした。また、二重登録の防止対策は全国統一の方法で実施する必要があるとした。

002 二重登録者の抹消誤り

選挙の分類 衆議院／小選挙区・比例代表、国民審査

関係法令 公職選挙法第 21 条（被登録資格等）第 2 項
公職選挙法施行令第 31 条（投票所入場券及び到着番号札の交付）

転出してから 4 か月を経過していないのに、選挙人名簿から抹消した。

投票日当日、選挙人から市選管に対して投票所入場券が届いていないという連絡があった。調べたところ、当該選挙人は市外に転出後 4 か月を経過していなかったが、誤って選挙人名簿から抹消されていた。

■事件における対処

当該市選管が確認したところ、当該選挙人を含め 3 人が誤って抹消されていた。当該選挙人については抹消を取り消し、旧住所地の投票所で投票をしてもらい、残りの 2 人についてはお詫び文書を送付した。

県選管は、当該市選管からの報告を受け、投票者数確定時に当日有権者数の修正を行った。

003

二重登録照会の送信誤り

選挙の分類 衆議院／小選挙区・比例代表、国民審査

関係法令 公職選挙法施行令第29条（住所移転者の投票）

選挙人の情報を送信すべき選管ではなく、誤って一般企業にFAXで送信した。

区選管は他市の選管から3人の選挙人の二重登録に関する照会があったため、その結果をFAXで回答した。しかし、FAX番号を誤り、関係のない一般企業に送信した。当該企業から連絡があり、ミスが判明した。

■事件における対処

当該区選管は3人の選挙人を訪問して事情を説明し謝罪した。また、FAX送信の際には番号を複数人で確認するよう徹底するとした。

県選管は当該市選管から事情を聞き取り、再発防止のための注意喚起を行った。

004 失権者の復権処理の誤り

選挙の分類 参議院／選挙区・比例代表

関係法令 公職選挙法第 11 条（選挙権及び被選挙権を有しない者）、第 21 条（被登録資格等）、第 27 条（表示及び訂正等）
公職選挙法施行令第 16 条（表示の消除）

選挙人名簿の欠格表示を消除する選挙権復権の事務手続きをしていなかった。

区選管は選挙権が停止されていた選挙人の選挙権の回復について、1 年 7 か月前に当該選挙人の本籍地の自治体から通知文書を受け取っていたが、事務処理を怠り、選挙人名簿の表示を消除していなかった。

■事件における対処

当該区選管は、投票日 5 日前に気付いて表示の消除事務処理を行った。併せて選挙人名簿の再点検を行ったところ、1 年 8 か月前に選挙権回復の通知を受けていた選挙人についても未処理だったことがわかり、直ちに消除事務処理を行った。

市選管は当該区選管に対して選挙人名簿の適切な事務処理について指導し、他の各区選管に対しても選挙人名簿の登録状況の再確認と適切な事務処理について指導した。

県選管は、各市町村選管に情報を提供して共有し、再発防止に努めるとした。

●類似事例①

【事象】参議院通常選挙の投票日当日、選挙人名簿に失権の表示がなされ基準日時点では失権していたが、公示日後に選挙権が回復した選挙人が投票所に来所した。町選管では選挙権は基準日時点で回復してい